

東大阪市教育委員会令和3年5月定例会

1 日 時 令和3年5月17日(月)
開会 午後2時00分
閉会 午後2時41分

2 場 所 市庁舎18階 会議室1及び会議室2

3 出席者 (委員)

教育長	土 屋 宝 土
教育長職務代理者	堤 晶 子
委 員	村 上 靖 平
委 員	山 中 雅 仁

(出席説明員)

教育次長	北 林 康 男
教育次長	諸 角 裕 久
学校教育部長	岩 本 秀 彦
学校教育部参事	森 田 好 一
社会教育部長	望 月 督 司
教育政策室長	永 吉 勝 則
学校教育部次長	出 口 源 一
社会教育部次長	中 西 正 人
社会教育部次長	山 口 昌 宏

(出席補助説明員)

教職員課課長	澄 伸 次 郎
社会教育センター館長	福 原 信 吾
社会教育センター館次長	片 岡 功

4 議 事

【土屋教育長】

ただ今から、東大阪市教育委員会令和3年5月定例会を開会いたします。本日の会議録署名委員は村上委員にお願いいたします。なお、秦委員につきましては、本日の会議を欠席する旨の届出がされておりますので、ご報告致します。本日の会議でございますが、日程第1「議案第30号 教育委員会表彰（教育功労者表彰）被表彰者決定の件」から日程第7「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」までを議題といたします。

それでは、ここでお諮りいたします。日程第7「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」のうち、「臨時代理第13号 懲戒処分に関する内申の件」及び「臨時代理第14号 懲戒処分に関する内申の件」につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議いたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

（異議なしの声あり）

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。よって、本案件の審議につきましては、非公開とし、他の議案審議・報告ののち、審議することといたします。それでは、議案の説明をお願いいたします。

【北林教育次長】

それでは、議案の説明をさせていただきます。

日程第1「議案第30号 教育委員会表彰（教育功労者表彰）被表彰者決定の件」につきましては、地域青少年の健全育成において特に功績をあげたものに対し、社会教育部長の推薦に基づき教育委員会表彰 被表彰者として決定するものでございます。

続きまして、日程第2「議案第31号 東大阪市就学援助認定審査委員会委員委嘱及び

任命の件」につきましては、同委員の任期が令和3年5月31日で満了いたしますことから、7名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日まででございます。

続きまして、日程第3「議案第32号 東大阪市奨学生選考委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名を任命するものでございます。任命期間につきましては、令和3年5月17日から令和3年12月21日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第4「議案第33号 東大阪市立長瀬青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名の任命を行うものでございます。任命期間につきましては、令和3年5月17日から令和3年11月30日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第5「議案第34号 東大阪市立荒本青少年センター運営委員会委員解任及び任命の件」につきましては、人事異動に伴い、委員1名を解任し、後任の委員1名の任命を行うものでございます。任命期間につきましては、令和3年5月17日から令和3年6月30日までで、前任者の残任期間となっております。なお、参考として、次ページに同委員会委員名簿を添付しております。

続きまして、日程第6「議案第35号 東大阪市立公民館運営審議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同委員の任期が令和3年5月31日で満了いたしますことから、13名を委嘱及び任命するものでございます。委嘱任命期間につきましては、令和3年6月1日から令和5年5月31日まででございます。

続きまして、日程第7「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」につきましては、急施を要し、委員会に付議する暇(いとま)がございましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づきまして、臨時代理処理を行ったものの報告でございます。

臨時代理第12号「東大阪市立学校 結核対策審議会委員委嘱及び任命の件」につきましては、同審議会委員が令和3年4月30日付けで任期満了となりましたことから、後任の委員について、令和3年5月1日付けで委嘱及び任命したものの報告でございます。委嘱任命期間は令和3年5月1日から令和5年4月30日までとなっております。以上でございます。何とぞよろしくご審議のうえ、ご決定、ご承認を賜われますようお願いいたします。

【土屋教育長】

それでは、ただいまの日程第1「議案第30号」から日程第7「報告第4号」までの内、日程第7「報告第4号、臨時代理第13号及び臨時代理第14号」を除く案件につきまして、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

それでは、日程第1「議案第30号」から日程第7「報告第4号」までのうち、日程第7「報告第4号、臨時代理第13号及び臨時代理第14号」を除く案件につきまして、いずれも原案のとおり、可決及び承認することにご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

日程第1「議案第30号」から日程第7「報告第4号」までの内、日程第7「報告第4

号、臨時代理第13号及び臨時代理第14号」を除く案件につきましては、いずれも原案のとおり可決及び承認することと決しました。

【土屋教育長】

次に、口頭報告をお願いいたします。

【教育政策室より概要を一括報告】

・後援名義

教育政策室 2件

学校教育推進室 3件

社会教育課 3件

青少年教育課 4件

【土屋教育長】

口頭報告がありましたが、ただ今の報告につきまして、ご質問、ご意見等はございませんか。

【各委員】

(なしの声あり)

【土屋教育長】

口頭報告につきましては、ただいまの報告のとおりとさせていただきます。

それでは、これから審議を行う日程第7「報告第4号 委員会付議事項臨時代理処理の件」のうち、「臨時代理第13号 懲戒処分に関する内申の件」及び「臨時代理第14号 懲戒処分に関する内申の件」につきましては、非公開とさせていただきます。傍聴者の方は退席をお願いいたします。

また、非公開審議の件につきましては、両教育次長、学校教育部長、出口学校教育部長、教職員課説明員、教育政策室長以外の出席説明員の方は退席をお願いします。

※傍聴者退席

～非公開審議～

【土屋教育長】

本日予定いたしておりました議案審議はこれで終了いたしました。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【堤教育長職務代理者】

先月のコミュニティスクールの議論ができていないと思うんです。どのようなプロセスで決め、なぜ、このように進めたいとおっしゃったのかということを確認にさせていただくのでは、なかったのでしょうか。報告、議論をするため、議題に出していただけないのであれば、なぜ、どのように決めたのかを説明をされて、教育委員会できちんとしていただいた方がいいと思うんですね。このコミュニティスクールに関して、校園長会、あるいは地域教育協議会の関係者の方々の意見も一度も聞いたことはございませんし、一緒に議論もさせていただいておりません。だから、教育委員会できちんとして議論させてくださいとお願いしていることも改善をしていただけていませんし、検討するといわれたことも何も報告はありませんから。どこでどのようにご説明をさせていただいて市民の方に分かっていただけるようにするのかということをお答えいただきたいです。

もう1つは、学童保育について、ここで議論がありませんので教えていただきたいんです。その理由は、学童保育のあり方は、現在の時代にあっているのか。改善をするというように迫られているんじゃないのかとと思っているからです。この件は、SDGsのジェンダー平等の5番、働きがいと経済成長の8番にも非常に大きく関わっているんですね、学童保育の問題が。ですから、本来的な学童保育だけの問題ではなくて、そういう社

会の大きな課題を解決するための学童保育としても捉えていただいて、新たなシステム構築していただかないといけないんじゃないかと考えています。だから、このことについてもきちんと議題にさせていただきまして、合議させていただけるように、この場でお願いしたいと思います。

【土屋教育長】

今、堤教育長職務代理者から2点ございました。1点はコミュニティスクールのことでございます。コミュニティスクールの件につきましては、お話にございましたように、4月の定例教育委員会の協議会の方でお話をさせていただき、協議会の中で堤教育長職務代理者からいろいろご指摘いただいております。その後のプロセスについてはこののちの協議会の方でご説明を差し上げて参りたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思いません。

それからもう1点、学童保育の件につきまして、今、お話がございました。実はこの学童保育の件につきましては、児童福祉法の規定による事業で市長の権限に属する事務でございまして、教育委員会が市長の事務の補助執行、行政用語で申し訳ないんですけれども、市長の権限の事務を、市長の権限のまま、教育委員会が例外的に市長の手足として行くと、こういうふうなイメージでご理解をいただければと思います。端的に申し上げますと、教育委員会の権限に属しない事務を教育委員会がやっているということでございます。

これ自体はかなり例外的でございましてけれども、そういうことで、今堤教育長職務代理者の方から、学童保育についての議論をとということでございましたけれども、なかなか正面からこの教育委員会を取り上げるというのは難しゅうございまして、ただ、実際に学童保育を社会教育部の方で補助執行をしておりますので、教育委員の方から、ご意見を頂戴するというような議論の材料として全くふさわしくないということではないだろうと思っております。例えば協議会や意見交換会で、いろんな角度からの意見をちょうだいするような機会を設けるべきということであれば、そういう工夫をしてみたいと思っておりますが、まずこの件につきましては、制度的にそういう内容になっているということをご理解をいた

だけだと思います。

【堤教育長職務代理者】

でも先程、おっしゃっていますように、社会教育部で補助的な仕事をする事になって
いるんですよね。教育委員会議で議論して違法になるんですか。

【土屋教育長】

申しあげましたように、教育委員会の権限に属しない事業でございますので正面から取
り上げるということについては少し難しいのかなと思っておりますけれども、教育委員が
様々な行政に対してご意見をいただくということは、問題があるという風に思っておりま
せんので、例えば、学童保育についてもですね、そういう意見をちょうだいできるような
場が必要であれば、工夫して参りたいと考えております。

【堤教育長職務代理者】

申し上げているのは、コミュニティスクールも協議会でおっしゃっていますが、議題
にもなっていませんし、意見を申し上げても教育委員として反映していただければ。
市民の皆さまにもご理解いただきたいと思うんです。だから、そういう子どもたちに直接
関係することで、法的には市長権限のもとでということであっても教育委員会議で全然関
係ないことじゃなく、重要なことであるわけですから。学校の先生方にもですね、非常に
いろんな意味でサポートもしていただいています。もちろん、社会教育部でも一生懸命や
っていただいているんでしょうから。だからそういうことの経緯を含めて、何か変えたこ
と、改善をしたことなど、これまでなかったのでしょうか。そういうご報告もありません。
ですから、この教育委員会議で報告いただいたり、議論をするとか。教育委員会議を機能
をさせていただきたいんです。コミュニティスクールの件については、いつ、していただ
けるんですか。教育委員会議で報告を来月していただけるんですか。

【土屋教育長】

先程申しましたように、コミュニティスクールに関しましては前回の協議会でご説明したんですけれども、教育委員会議として正式に決定する、いわゆる議案として取り扱うという、そういう内容では今の段階ではないと思っております。ただ、これについては、前回は申しあげましたように、議論そのものについては、やはり行うべきであろうということの中で、前回、協議会のテーマとして上げさせていただいたと。それについては、先程申しましたように、こののちの協議会です、そののちの経過を改めてご報告をさせていただきたいと思っております。

【堤教育長職務代理者】

市長との意見交換会で、意見の一つとして教育委員会事務局から教育長がおっしゃったことが、先月の協議会で、これをもう方針として決まっています、これでやりますっていうお話でしたから。それはいくらなんでもおかしくないですかって申しあげました。きちんと説明、もう1回検討するとおっしゃったその検討結果が、少なくとも協議会の4つのテーマの中に入っていないんですから。ペーパーの用意もありません。コミュニティスクールがですね、協議会の報告にも挙げていただけない。教育委員会議できちんとした報告や議論もさせていただいていないというのはおかしくないのかと申しあげているのです。

【土屋教育長】

すいません。協議会のペーパーとして、コミュニティスクールのことを挙げておりませんでしたということについて、結果として今日の議論はないのかという、そういう印象を堤教育長職務代理者がお持ちになったということから、その点については少し、我々としても反省をしておりますけれども、あらかじめ、この協議会1番から4番までのテーマがございまして、その後、前回のテーマの継続的な議論、そういうことの中でお話をさせていただきたいと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

【堤教育長職務代理者】

今日のことはそれで結構です。来月以降の予定、コミュニティスクールの方針を決めました、このようなロードマップでやりますというような計画をどういう方々にどのようなご説明があつて、きちんと納得しておられるのかどうかも教えていただきたい。コミュニティスクールは大事なことだと思いますので、よろしくお願いします。

【土屋教育長】

堤教育長職務代理者からご指摘をいただきました、前回はコミュニティスクールのことについてご意見をちょうだいしておりますので、そのことを含めまして、協議会の方でお話をさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

本日の会議はこの程度でとどめたいと存じますが、ご異議ございませんか。

【各委員】

(異議なしの声あり)

【土屋教育長】

ご異議なしと認めます。

それでは次回の教育委員会議の日程を事務局よりお願いします。

【事務局】

次回の教育委員会議につきましては、令和3年6月21日（月曜日）午後2時より開会する予定にしております。

【土屋教育長】

それでは、これもちまして閉会をいたします。委員の皆様方、また、ご出席の皆様、

大変ご苦勞様でした。

会議録署名委員

東大阪市教育委員会教育長	土屋 宝土
東大阪市教育委員会委員	村上 靖平